

平成 30 年度

ベンチャー企業スタートアップ支援事業

ハンズオン支援企業選定 公募要領

相談期間 : 平成 30 年 4 月 9 日 (月) ~ 平成 30 年 5 月 31 日 (木)
月曜日~金曜日 (祝祭日を除く) 9:00~12:00、13:00~17:00
公募期間 : 平成 30 年 4 月 9 日 (月) ~ 平成 30 年 6 月 1 日 (金)
月曜日~金曜日 (祝祭日を除く) 9:00~12:00、13:00~17:00
※郵送可能、当日消印有効

【問い合わせ先】

公益財団法人沖縄県産業振興公社 産業振興部産業振興課
ベンチャー企業スタートアップ支援プロジェクトチーム 担当 : 大西、小池、宮城
TEL : 098-851-8866 FAX : 098-859-6233 E-mail : venture@okinawa-ric.or.jp

目 次

| | |
|-------------------|---|
| 1. 事業概要 | 2 |
| (1) 事業の目的 | |
| (2) 事業内容 | |
| (3) ビジネスプランの募集分野 | |
| (4) 応募の要件 | |
| (5) 支援期間 | |
| (6) 事業スケジュール（予定） | |
| (7) その他 | |
| 2. 応募手続 | 4 |
| (1) 申請者 | |
| (2) 申請様式 | |
| (3) 提出書類 | |
| (4) 相談期間・公募期間 | |
| (5) 提出方法 | |
| (6) 提出先及び問合せ先 | |
| (7) その他 | |
| 3. ビジネスプランの推進体制 | 6 |
| (1) 事業責任者 | |
| (2) アドバイザー、メンター | |
| (3) ビジネスパートナー | |
| 4. ビジネスプランの選定 | 6 |
| (1) 選定方法 | |
| (2) 審査基準（評価のポイント） | |
| (3) 採択 | |
| (4) その他 | |
| 5. 専門家派遣支援の実施 | 7 |

平成 30 年度 ベンチャー企業スタートアップ支援事業

ハンズオン支援企業選定 公募要領

公益財団法人沖縄県産業振興公社（以下、「公社」という。）では、沖縄県から委託を受け、ベンチャー企業スタートアップ支援事業（以下、「本事業」という。）を実施しております。本事業では、10社程度のベンチャー企業並びに社内ベンチャー等を選定し、様々なハンズオン支援を行ってまいります。今回、本事業に係わるビジネスプランを以下の要領で広く募集致します。

1. 事業概要

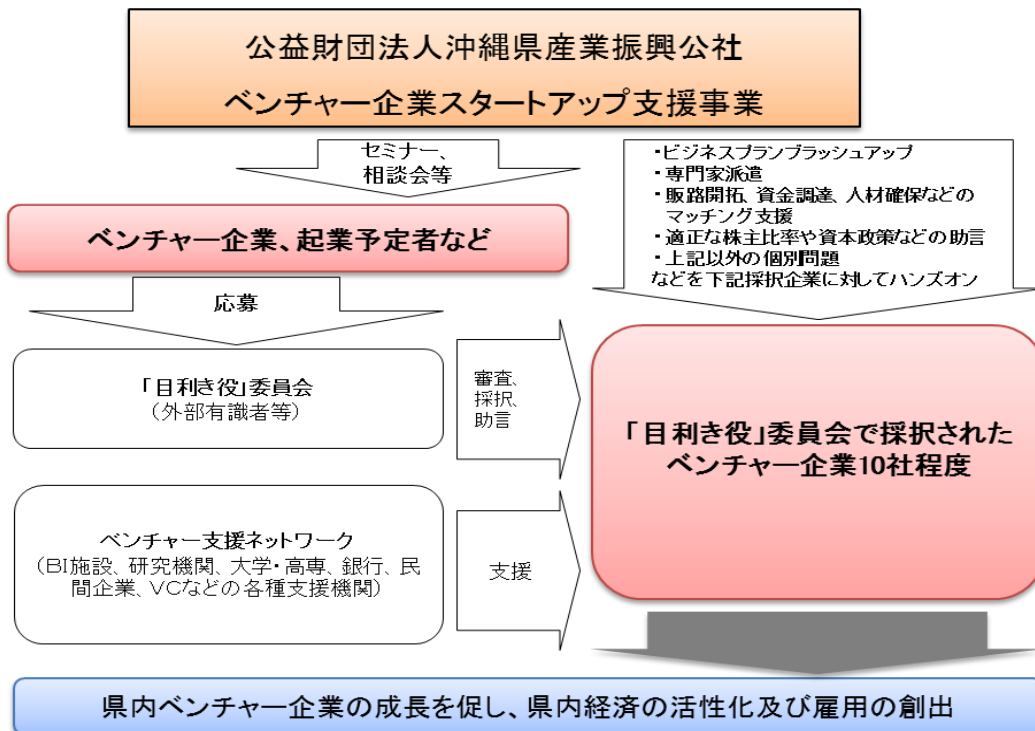
(1) 事業の目的

本事業は、成長が期待されるベンチャー企業への的確・迅速なハンズオン支援を行うことにより、県内ベンチャー企業の成長を促し、県内経済の活性化及び雇用の拡大を図ることを目的としています。

併せて、起業啓発セミナーや相談会、県内外の企業・投資家と県内ベンチャー企業とのマッチングイベント等を開催することで、優れたビジネスプランを有するベンチャー企業の起業及び育成を促進していきます。

また、ハンズオン支援を行うべき企業の選定及び支援策への助言など本事業の目利き役を担う、外部有識者等からなる委員会を開催し、本事業の適切な運営を図ります。

事業イメージ図



(2) 事業内容

本事業では、成長が期待される先進的なビジネスプランを公募し、「目利き役委員会」を経て、採択決定（採択：10社程度）し、平成31年度までの約2年間、当該ベンチャー企業の成長に向け様々な支援を行っていきます。

採択案件の支援にあたっては、公社のみならず県内外の行政や研究機関、関係する複数のベンチャー支援機関、ベンチャー支援者からなる「支援連携体」を構築し、一貫性・継続性のある支援を実施していく予定です。主な支援内容は、以下のとおりです。

【支援内容】

- ① ビジネスプランのブラッシュアップ支援
- ② 専門家派遣に係る費用（謝金・旅費）の助成（詳細はP.7参照）
- ③ ハンズオン支援
 - ・専任ハンズオンマネージャーによる成長支援
 - ・目利き役委員会による助言
 - ・上記の二つとベンチャー支援ネットワーク等を活用した「支援連携体」による複合支援
 - ・国、県などが実施する各種ベンチャー支援策の紹介
- ④ マッチング支援
 - ・ベンチャー企業や事業会社、支援者とのビジネスマッチング及びネットワーク構築
 - ・金融機関やベンチャーキャピタル等とのマッチング
- ⑤ 「ベンチャー企業スタートアップ支援事業」認定企業としてのPR支援
- ⑥ 本事業で実施するセミナー等への優先参加
- ⑦ 沖縄県融資制度「ベンチャー支援資金」（利子補給制度有）の利用資格

※「ベンチャー支援資金」については、下記HPをご参考ください。

<http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/keiei/kinyu/venture.html>

(3) ビジネスプランの募集分野

分野は問いません。但し、公序良俗に反するビジネスプランは対象外とします。

(4) 応募の要件

以下の事項のいずれも満たすものに限りです。

- ① 独自のアイデアや技術等を有する「ベンチャー企業創業予定者」、「創業5年未満のベンチャー企業」「創業3年未満の県内移転予定のベンチャー企業」又は「新規事業の創出を目指す法人（企業内ベンチャー）」。
- ② 沖縄でベンチャー企業を設立又は新規事業の創出を目指すこと。
- ③ 県内活動拠点において、専従できる事業責任者を配置すること。
※応募時点での住所、所在地等は問いません。但し、支援開始後は、県内にて活動拠点を有すること。
- ④ 成長が期待される先進的なビジネスプランであること。
- ⑤ 事業化の実現に不可欠なシーズ等をすでに保有しており、利用可能であること。
- ⑥ 製品・サービス等の事業化計画を有しており、推進体制の構築が可能であること。

※事業の成果や支援先企業の状況を把握するため、支援先企業は、支援開始年度を含む5年間の収益等について県等に報告することを予定しています。

(5) 支援期間

原則として、採択決定日の翌日より平成32年3月下旬までとします。

(6) 事業スケジュール（予定）

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| ① 公募期間 | 平成30年4月9日（月）～ 6月1日（金） |
| ヒアリング | 平成30年5月31日（木）～ 6月7日（木） |
| ② 審査会（プレゼンテーション） | 平成30年6月下旬 |
| ③ 採択決定 | 平成30年6月下旬 |
| ④ 支援期間 | 平成30年7月上旬 ～ 平成32年3月下旬 |
| ⑤ 報告会及びメンタリング（目利き委員会） | 随時 |

(7) その他

本事業は沖縄県からの委託事業として実施しております。

事業内容が変更される場合があることを予めご了承下さい。

2. 応募手続

(1) 申請者

- ① 個人の場合、本人が行ってください。
- ② 法人又はチームの場合、代表者が行ってください。
※申請様式には、「事業責任者」を必ず記載すること。「事業責任者」についてはP.6参照。

(2) 申請様式

申請書は、様式に従って作成して下さい。

- ① 申請書は、選考審査に必要な事項について、理解しやすいように、かつ、簡潔に記述して下さい。
- ② 申請書類は、全てA4サイズ（縦向き）とし、通しページを申請書下中央に必ず打ち、様式を崩さず1ページに1枚（割付禁止）で印刷し、左上をクリップでとめて下さい。ステープラー（ホッチキス）止めや製本は行わないで下さい。
- ③ 申請書は、日本語で作成して下さい。

(3) 提出書類

申請に係り以下の資料の提出をお願い致します。

- | | |
|-------------------------------|-------------|
| ① 申請書【様式1号】 | …正本及び写しを各1部 |
| ② ビジネスプラン概要書【様式2号】 | …正本を1部 |
| ③ 企業（申請者）概要書【様式3号】 | …正本を1部 |
| ④ 会社の登記事項証明書（申請者が法人の場合） | …正本を1部 |
| 住民票抄本（申請者が個人の場合） | …正本を1部 |
| ⑤ 直近3カ年の決算報告書（申請者が法人の場合） | …写しを各1部 |
| ⑥ 直近3カ年の納税証明書（申請者が法人の場合） | …正本を1部 |
| a 法人税（証明書の種類：「その3の3」）、b 法人事業税 | |
| c 法人県民税、d 法人市町村民税 | |

- ⑦ 補足資料（会社案内・パンフレット・参考資料など） …任意

※様式の不備や捺印されていない場合、審査の対象とならないことがありますのでご注意ください。また、審査を行う上で、追加資料の提出をお願いする場合があります。

(4) 相談期間・公募期間

下記日程で公募説明及び事前相談会を行います。

【ハンズオン支援企業選定公募説明会・スタートアップセミナー】

開催日時 : 平成30年4月下旬予定
平成30年5月下旬予定
開催場所 : 未定

本公募に係る相談期間及び公募期間は以下のとおりです。

相談期間 : 平成30年4月9日(月)～平成30年5月31日(木)
月曜日～金曜日(祝祭日を除く) 9:00～12:00、13:00～17:00
公募期間 : 平成30年4月9日(月)～平成30年6月1日(金)
月曜日～金曜日(祝祭日を除く) 9:00～12:00、13:00～17:00

(5) 提出方法

提出にあたっては、本公募に係る提出書類一式を、郵送又は窓口までご持参下さい。

※原則として、締め切りを過ぎての提出・差し替えは受け付けませんのでご注意ください。

※郵送の場合、当日の消印までを有効として受け付けます。

※提出された書類は返却しませんのでご了承ください。

(6) 提出先及び問合せ先

本公募に係る問合せ及び提出先は以下のとおりです。

〒901-0152 沖縄県那覇市小禄 1831 番 1 (沖縄産業支援センター4階)
公益財団法人沖縄県産業振興公社 産業振興部産業振興課
ベンチャー企業スタートアップ支援プロジェクトチーム 担当: 大西、小池、宮城
TEL: 098-851-8866 FAX: 098-859-6233 E-mail: venture@okinawa-ric.or.jp

(7) その他

本公募要領及び申請様式は、下記ホームページに掲載されておりますのでご利用下さい。

公益財団法人沖縄県産業振興公社 URL <http://okinawa-ric.jp/news/entry/10824.php>

3. ビジネスプランの推進体制

(1) 事業責任者

事業責任者は、ビジネスプランの推進を主体的に行う者であり、本事業採択後における責任者として一切の事業責任を有します。したがって、事業責任者は以下の要件を満たすことが必要です。

【事業責任者の要件】

- ① 採択ビジネスプランの遂行に専念され、事業展開の判断を行う権限を有すること。
- ② 支援期間中において、県内活動拠点で事業に従事することが可能であること。
- ③ 支援終了後においても、追跡調査等に責任を有すること。
※個人で申請される場合は、今後、事業化を行った際に事業責任を有すること。
※法人又はチーム等で申請される場合は、リーダーとして事業推進及び責任を有すること。
※嘱託職員、契約社員等は事業責任者となり得ませんのでご留意下さい。

(2) アドバイザー、メンター【任意】

有識者及び研究者等の協力者（個人又は法人）が、ビジネスプランの実現を推進する体制に含まれている場合は、【様式2号】ビジネスプラン概要書の「9. ビジネスモデル②（事業推進フロー）」へご記載ください。

(3) ビジネスパートナー【任意】

ビジネスプランの実現を推進するために必要不可欠なシーズ等を共有することで、事業可能性を向上することが期待できる法人又は個人がビジネスプランの実現を推進する体制に含まれている場合は、【様式2号】ビジネスプラン概要書の「10. ビジネスモデル②（事業推進フロー）」へご記載ください。

4. ビジネスプランの選定

(1) 選定方法

応募された書類について、下記のとおり選定を行います。

【第一次審査（要件審査）】

事務局にて応募要件を満たしているか要件審査を行います。応募要件を満たしていないものは、以降の審査の対象から除外されます。応募多数の場合は、事務局にて書類選考を実施することがあります。

【第二次審査（プレゼンテーション）】

第一次審査を通過した申請について、目利き委員で構成される「目利き委員会」において審査を行います。

なお、上記の審査はいずれも非公開で行いますので、審査の経過に関する問い合わせには応じられません。

※上記過程において、申請者及び事業責任者に対し、審査の段階に応じ、数回のヒアリングを実施することや追加の資料の提出を頂くことがあります。(ヒアリングへ出席されない場合、審査の対象とならない場合がございます。)

(2) 審査基準 (評価のポイント)

応募資格を満たしているビジネスプランについて、その新規性・独創性、事業可能性、実現可能性、応募者の熱意・本気度、地域経済への波及効果等の項目を基に評価し、総合的な審査を行います。

(3) 採択

採択・不採択については、平成30年6月中に、公社から申請者へ通知します。

なお、採択されたビジネスプランについては、公社ホームページ及びプレス発表により、ビジネスプランの名称、申請者、ビジネスプランの概要等を公表し事業PR等を行います。(申請者の事業戦略上、一部非公開にすることも可能です。)

(4) その他

提出書類はビジネスプランの選定のためにのみ使用いたします。申請書等の返却はいたしませんのでご留意下さい。

5. 専門家派遣支援の実施

ビジネスプランの実現に際し、社外の専門家等を活用する必要があり、活用することで事業の実現可能性の向上など、事業推進が見込めると判断される場合、ハンズオン支援の一環として公社がその費用を負担し、派遣を行います。

派遣回数は1社当たり年に1-2回程度を想定しています。

専門家派遣の実施を希望する場合は、【様式2号】ビジネスプラン概要書の「9. ビジネスモデル② (事業推進フロー)」及び「10. 専門家派遣の有無 (予定)」へご記載ください。

【(参考) 専門家へお支払いする費用】

謝金 36,000円/回を上限に1-2回程度

旅費 公社の旅費規定を上限に1-2回程度

※現時点で専門家派遣が想定される場合、ご記載下さい。

※具体的な活用方法や詳細については、採択後公社から案内いたします。

※専門家派遣については、予算の範囲内で行われますので予めご了承ください。